

保護者の皆様へ

小・中学校で 特別支援教育が少しずつ進んでいます

平成18年4月
武蔵野市教育委員会 指導課

○ はじめに ～「特殊教育」から「特別支援教育」へ～

今、国民だれもが互いの人格や個性を尊重し、“共に支えあって生きる”社会の実現が目指されています。このような時代を生きていく子どもたちは、学校はもちろん様々な場を通して、障害のある方等に偏見をもつことなく、共に個性を認め合いながら生活していくことを学んでいかなければなりません。

これまで我が国では、心身に障害のある子どもたちの教育を、盲・ろう・養護学校や心身障害学級など障害の種類ごとに分けられた教育の場で行ってきました。きめ細かい専門的な教育（特殊教育）が実施されてきたことは大変評価できる点ですが、障害の重度・重複化の傾向が見られるようになってきたことなどから、より一人一人の状態に合わせた教育を進めていくことが求められ、特別な場で指導を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに合わせた支援を行う「特別支援教育」へと転換が図られることとなりました。

「特別支援教育」の対象は、障害のある子どもたちということになりますが、一人一人の子どもの得意なことや苦手なことを教師がきちんととらえ、その子どもの力をより伸ばしていくための個に応じた教育を進めていくことは、障害の有無にかかわらず、どの子どもに対しても重要なことです。学校では、この姿勢で教育に取り組んでまいります。保護者の皆様にも、「特別支援教育」の考え方について、ご理解いただければ幸いです。

場に応じた
指導



一人一人の
ニーズに
応じた指導



共に生きる社会

Q1 特別支援教育って？ その対象となる子どもたちは？

「特別支援教育」とは、これまでの心身障害教育（特殊教育）の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD（*1）、ADHD（*2）、高機能自閉症（*3）を含めた障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズ（伸ばしていきたいこと等）を明らかにし、その子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために、適切な指導や必要な支援を行うものです。

LD、ADHD等の子どもたちは、外見上、障害があるように見えません。しかし、本人は努力していても落ち着いて行動することが難しかったり、人との関係づくりが苦手だったり等、社会生活を送る上での困難さを抱えています。特別支援教育は、これらの子どもたちも対象として、特別な教育的な支援を行っていきます。



Q2 具体的に、特別支援教育は、どのように進んでいるのですか？

東京都は、「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年11月）を策定し、それに沿って、まず、都立盲・ろう・養護学校について、教育内容の充実、適正な規模や配置への見直し、教育諸条件の整備等を進めています。

また、小・中学校においては、校内の特別支援教育の体制を整えるため、平成19年度までに全校で、「校内委員会」の設置と「特別支援教育コーディネーター」の指名を行うこととしています。本市では、すでに全ての市立小・中学校で、特別支援教育コーディネーターの先生が指名され、校内委員会が設置されています。

Q3 特別支援教育コーディネーターって、何をしていますか？

「特別支援教育コーディネーター」には、①校内の先生方や関係機関（教育支援センターや通級指導学級、医療機関等）との連絡調整 ②保護者の方に対する相談窓口 ③担任の先生への支援 ④校内委員会の運営などという役割があります。

特別支援教育コーディネーターは研修を積み、LD等にかかわる知識、関係機関の情報などをもっています。また、スクールカウンセラーや関係機関とのパイプ役でもありますので、ご心配な点などありましたら、気軽にご相談ください。

なお、今年度の特別支援教育コーディネーターは、4月の保護者会等で紹介させていただく予定になっております。

市立小・中学校では、週1回ずつ、臨床心理士が配置されています。より専門的な相談を希望なされる場合は、コーディネーターに相談の橋渡しをしてもらうことも可能です。



Q4 校内委員会では、どういうことをしていますか？

特別な支援が必要な子どもたちに対して、より適切な支援が行われるよう話し合う場が、「校内委員会」です。担任の先生が一人で支援のあり方を考えるのではなく、保護者の方の意見も取り入れながら、特別支援教育コーディネーターを中心としたこの校内委員会で話し合い、具体的な支援の方法を決めていきます。また、定期的にその結果を振り返り、支援のあり方を見直していきます。なお、この話し合いには、必要に応じて、臨床心理士（スクールカウンセラー）等の専門家にも参加してもらいます。

校内委員会で話し合った内容については、学校全体の先生方で共通理解を図り、協力体制を組んで支援をしていくよう努めます。

<参考> 文部科学省は、次のように定義しています。

*1 LD(学習障害)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

*2 ADHD(注意欠陥/多動性障害)

年齢あるいは発達に釣り合いのない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*3 高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。